

規定中の「当社」は、別途ご案内している JCB グループカード会社となります。「両社」は当社および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)となります。原契約の契約当事者となるカード会社が JCB のみの場合、「当社」「両社」「当社または JCB」を「JCB」と読みかえます。

第1条(目的)

本規定は、JCB 所定の JCB 加盟店規約、JCB 通信販売加盟店規約、JCB PREMO 加盟店規約、JCB PREMO 通信販売加盟店規約および J-Debit(ジェイデビット)取扱加盟店規約(以下個別にまたは総称して「原規約」という)にかかる加盟店契約、または、原規約に定める決済手段につき両社または JCB との間で別途締結した加盟店契約(以下個別にまたは総称して「原契約」という)に定める加盟店(本制度の適用申請と同時に加盟申請を行った新規加盟希望者が加盟店となった場合を含む。以下同じ)が第2条に定める本制度を適用する場合の事項につき定めるものです。

第2条(用語の定義)

本規定における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合は、原規約に従うものとします。

(1)「本制度」とは、2019年10月1日の消費税増税後9ヶ月間、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、消費者に還元する、国の施策であるキャッシュレス・消費者還元施策、原契約に基づき加盟店が負担する手数料の補助(以下「手数料補助」という)、および、JCB が加盟店に貸与する端末機導入の補助(以下「端末補助」という)をいいます。

(2)「本事務局」とは、本制度の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会をいいます。

(3)「制度期間」とは2019年10月1日(以下「制度期間開始日」という)から2020年6月末日(以下「制度期間終了日」という)までをいいます。

(4)「適用加盟店」とは、加盟店のうち、本制度の適用を受ける者をいいます。

- (5)「本制度対象除外条件」とは、別紙 1 に定める条件をいいます。
- (6)「中小・小規模事業者登録要件」とは、別紙 2 に定める条件をいいます。
- (7)「フランチャイズ加盟店」とは、加盟店のうち、フランチャイズチェーン等に属する事業者をいい、具体的な要件および判断基準は別紙 3 に従うものとします。なお、フランチャイズチェーンを運営する別紙 3 に定める本部を「フランチャイズ本部」といいます。
- (8)「代表加盟店」とは、本制度への参加を希望する複数の加盟店を代表して、それらの加盟店登録申請を取りまとめて実施する事業者をいいます。
- (9)「取扱除外商品等」とは、別紙 4 に定める商品等をいいます。
- (10)「特別料率」とは、本規定に基づき適用加盟店に適用される両社が別途定める手数料率または割引料率(以下総称して「手数料率等」という)をいいます。
- (11)「規定料率」とは、本制度の適用前に加盟店に適用されていた両社が別途定める手数料率等をいいます。なお、第 3 条第 7 項の場合は、原規約に基づく契約完了通知において、両社が加盟店に通知する手数料率等をいいます。
- (12)「不当取引」とは、別紙 5 に定めるものをいいます。
- (13)「BIN 系決済データ」とは、本事務局が定めた仕様に基づき作成される、消費者還元対象の決済データをいいます。

第 3 条(本制度の申請・承諾等)

1. 加盟店は、本制度の適用を希望する場合、本規定および本事務局が定め、JCB が一部修正したうえで別途公表する「宣誓事項」(以下「宣誓事項」という)を承認のうえ、両社所定の方法をもって届け出(端末補助の申請は任意とする)、JCB および(JCB を通じて)本事務局の承諾を得るものとします。なお、両社は、加盟店に対し、複数の加盟店番号が付与されている場合は、その全ての加盟店番号につき申請したものとみなします。また、加盟店は、加盟店が入力した加盟店番号以外の加盟店番号が第 4 条(3)に基づき本制度に登録される場合があることを承諾するものとします。
2. 加盟店は、本制度の適用を申請するにあたり、以下の各号に定める事項(以下「表明保証事項」と

いう)が真実かつ事実であることおよび本条第5項各号に定める事項に該当しないこと(以下表明保証事項と総称して「表明保証事項等」という)を表明保証するものとします。また、加盟店は、本制度の適用を申請するにあたり、加盟店がフランチャイズ加盟店に該当する場合には、その旨を申告するものとします。

(1) 本制度対象除外条件のいずれにも該当しないこと。

(2) 中小・小規模事業者登録要件に該当すること。

3. 加盟店は、当社もしくは JCB または本事務局が要請した場合、表明保証事項等に関する資料等、および、加盟店がフランチャイズ加盟店に該当する場合は、フランチャイズ本部が中小・小規模事業者登録要件に該当するか否かを判断できる資料等(株主名簿その他株主および出資持分を有する者に関する資料および直近過去3年間の納税証明書等を含み、以下「本資料等」という)を両社に提出するものとし、または当社もしくは JCB または本事務局による調査に協力するものとします。

4. 加盟店は、表明保証事項等または本資料等が事実と異なることが判明した場合、および、適用申請後に表明保証事項等または本資料等が事実と異なることとなった場合、直ちに、両社所定の方法によって、両社に届け出るものとします。

5. JCB は、以下の各号に定める事項に該当する場合には、本制度の適用を承諾しないものとします。なお、以下の各号に定める事項に該当しない場合であっても、JCB が本制度の適用を承諾する義務を負担するものではありません。

(1)包括代理契約における加盟店(ただし、(2)に該当しない限りで、JCB が認めた代表加盟店を通じて申請する場合を除く)

(2)両社が、フランチャイズ加盟店の代理人であるフランチャイズ本部を通じて、本規定を適用しないことを特別に認めたフランチャイズ加盟店

(3)POS 端末機による信用販売等を行う加盟店、または、通信販売を行う加盟店において、当該加盟店または当該加盟店から売上データ作成業務の委託を受けた事業者が、BIN 系決済データの作成、送信、その他本事務局が定めた運用、手続き等を行わない場合

(4)その他、JCB が本制度を適用することが不適切と判断した場合

6. JCB は、第1項の申請を承諾した場合、加盟店の名称その他JCB所定の事項(以下「本登録事項」という)を本事務局に登録申請します。両社は、本事務局により本制度の登録決定通知を受領した後、加盟店に対し、両社所定の方法によって、本制度の登録が完了したこと等を通知いたします。

7. 新規加盟希望者は、原規約に基づく加盟申込と同時に本制度の適用の申請を行うことができるものとします。ただし、両社または JCB は、原規約に基づく加盟申込のみ承諾し、本制度の適用を拒否することもできるものとします。

8. 両社は、第1項の申請を拒否する場合、および、本事務局により本制度の登録が拒否された場合、加盟店に対し、両社所定の方法によって、これを通知いたします。なお、この場合、両社は、拒否の理由を開示しないものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第4条(本制度)

両社は、加盟店が本制度の適用を受ける場合、以下のとおり取り扱います。なお、中小・小規模事業者登録要件に該当しないフランチャイズ本部の傘下にあるフランチャイズ加盟店(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に基づき揮発油販売業の登録を受ける者を除く)、および、揮発油販売業の登録を受ける者は、手数料補助および端末補助を受けることはできません。

(1)手数料率等

制度期間において、適用加盟店に適用される手数料率等は、本事務局が定める規則に基づき両社が特別料率を適用しないこととした場合を除き、特別料率とします。ただし、JCB が加盟店に別途通知する特別料率の適用開始日(以下「適用開始日」という)が制度期間開始日より遅く到来する場合は、特別料率は、適用開始日から制度期間終了日までの期間に属する売上債権に適用します。また、制度期間が終了したときまたは第7条に基づく本制度の適用が終了した場合、手数料率等は規定料率となります。なお、両社の事務的な事情により手数料率等が規定料率に変更される具体的な時期は当該終了時点よりも後になる場合があり、この場合は JCB が加盟店に別途通知または公表 (URL: <https://www.jcb.co.jp/promotion/acq/cashless/index.html>) します。

(2)手数料補助(原契約の契約当事者となるカード会社が JCB のみの場合)

JCB は、適用加盟店への手数料補助として、特別料率の 3 分の 1 に相当する金額を以下①②に定めるいずれかの方法のうち、JCB が適用開始日までに別途通知する方法で支払うものとします（JCB が適用加盟店に対して負う当該支払債務（(3)号に基づき JCB が適用加盟店に対して負う債務を含む）を「手数料補助債務」という。）。

①手数料率等を特別料率の 3 分の 2（除算は最後に行い、小数点以下 4 桁以降を切り捨てる）にする方法（手数料補助債務と、適用加盟店の JCB に対する特別料率に基づく手数料債務とを対当額にて相殺する方法）

②JCB が特別料率の 3 分の 1（除算は最後に行い、円未満の端数は切り捨てる）に相当する金額を払い戻す方法（支払期日および支払方法は JCB が適用開始日までに適用加盟店に通知する）

(3)手数料補助（原契約の契約当事者となるカード会社が JCB のみではなく、JCB 以外の JCB グループカード会社も契約当事者となっている場合）

JCB は、当社を介して、適用加盟店への手数料補助として、特別料率の 3 分の 1 に相当する金額（以下「手数料補助額」という）を以下に定める方法で支払うものとします。適用加盟店は、JCB から手数料補助債務の支払いを受けることにつき、当社に対して代理受領権を付与するものとします。

① JCB は当社に対して手数料補助額を支払い、当社は適用加盟店に代わって手数料補助額を代理受領します。当社は手数料補助額を適用加盟店に対して支払う債務を負います。

② 当社は、上記①に基づき適用加盟店に対して負った債務を以下（ア）（イ）に定めるいずれかの方法のうち、両社が適用開始日までに別途通知する方法で支払うものとします。

（ア）手数料率等を特別料率の 3 分の 2（除算は最後に行い、小数点以下 4 桁以降を切り捨てる）にする方法（当社が上記①に基づき適用加盟店に対して負った債務と、適用加盟店の当社に対する特別料率に基づく手数料債務とを対当額にて相殺する方法）

（イ）当社が特別料率の 3 分の 1（除算は最後に行い、円未満の端数は切り捨てる）に相当する金額を払い戻す方法（支払期日および支払方法は両社が適用開始日までに適用加盟店に通

知する)

(4)加盟店番号

本制度の適用を受けるのは、加盟店が本制度の適用を受けるために申請を行い、両社が登録を行った加盟店番号(以下「登録加盟店番号」という)による売上債権のみとなります。なお、本制度の対象となる登録加盟店番号等は、両社が加盟店に付与した加盟店番号(第3条第1項に基づき加盟店が申請画面に入力した加盟店番号以外のものを含む)の全部または一部を指定したうえで、別途通知するものとします。加盟店は、登録加盟店番号が第3条第1項に基づき加盟店によって入力されたものであるか否かにかかわらず、当該登録加盟店番号による信用販売または通信販売(以下総称して「信用販売等」という)につき一切の責任を負担するものとします。

(5)適用対象ブランド

本制度の対象となるブランドは、JCB が別途公表(URL:
<https://www.jcb.co.jp/promotion/acq/cashless/index.html>)するものとします。

(6)消費者還元

本規定に基づく消費者還元は会員と契約関係のあるカード会社によって行われます。加盟店は、次条第3項なお書きまたは法令への抵触等がない限り、加盟店の負担と責任において、商品等の値引きやポイント付与等の独自の施策を行うことはできますが、当該値引き等の施策は本規定の適用対象外となり、国、本事務局、当社、JCB またはカード発行会社から補填されません。なお、適用加盟店のうちフランチャイズ加盟店に適用される消費者還元の付与率は、両社が別途定めるとおり、フランチャイズ加盟店以外の適用加盟店と異なる場合があります。

(7)端末補助

JCB は、端末補助の申込みを行った適用加盟店のうち JCB 所定の条件を満たした端末補助の受領が認められた者に対し、JCB 所定の機種において所定の台数の端末機を無償で貸与するものとします。なお、当該端末機の使用等に必要となるPOSケーブル、ルータ等、その他本事務局が補助対象と定めたもの以外は無償となりませんので、適用加盟店は、自己の費用負担で

設置するものとします。

第5条(適用加盟店の義務)

1. 適用加盟店は、関連諸法令および宣誓事項を遵守するものとし、制度期間において、法令違反または宣誓事項違反を指摘された場合、直ちに、両社に連絡するものとします。
2. 適用加盟店は、自己の責任において、本事務局の加盟店向けツール発送用WEBページより別途申請し、本制度に関するポスター等を取得したうえで、カード取扱店舗等に掲示するものとします。
3. 適用加盟店は、取扱除外商品等につき本制度の対象として信用販売等を行ってはならないものとします。なお、適用加盟店は、たばこの信用販売等を行うにあたり、適用加盟店の負担において、本制度によるポイント付与以外のポイントを付与してはならないものとします。
4. 適用加盟店は、以下の各号に定める事項を承諾するものとします。
 - (1)JCB が本事務局を通じて本登録事項を本事務局に登録すること。
 - (2)国または本事務局が本登録事項を公表することがあること(匿名の場合を含むがこれに限られない)。
 - (3)両社に提出された本資料等を JCB が本事務局に提出すること。
 - (4)JCB が本事務局の定める仕様書等に従い、BIN 系決済データの作成および本事務局への送信等にかかる業務を、第三者に委託する場合があること。
5. 適用加盟店は、本制度に関する内容、需要平準化対策効果、キャッシュレス化の推進状況等につき、国、本事務局、当社または JCB による調査に協力するものとします。
6. 加盟店は、端末補助により貸与を受けた端末機を第三者に譲渡等してはならないものとします。

第6条(キャンセル、不正登録および不当取引防止)

1. 適用加盟店は、制度期間において、信用販売等を含むカードの利用が取り消された場合、原契約に基づき信用販売等の取消しを実施しなければならないものとします。なお、適用加盟店

は、原契約に基づく信用販売等の取消しをやむを得ず行うことができない場合などにおいて、現金で返還するときは、直ちに両社所定の方法で両社に連絡し、両社の指示に従うものとします。

2. 適用加盟店は、架空の取引において信用販売等を行うことを含め、不当取引を行ってはならないものとし、かつ会員による本制度の不当取引を適切に防止し、会員による本制度の不当取引を知らながら信用販売等を行ってはならないものとします。

3. 適用加盟店が以下の事項に該当する場合、当社または JCB は信用販売等(本制度の対象とならない決済サービスにかかる信用販売等を含む)を一時的に停止すること(決済サービスの一部のみの一時停止を含む)を請求することができ、この請求があった場合には、適用加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、信用販売等を行うことができないものとします。

(1)適用加盟店が不当取引を行い、もしくは適用加盟店の責めに帰すべき事由(第3条第2項に定める表明保証違反を含む)に起因または関連する不当取引が発生し、またはそれらの疑いがあると当社、JCB または本事務局が判断した場合

(2)本規定に違反し、またはその疑いがあると当社または JCB が判断した場合

4. 当社は、当社と適用加盟店との間の立替払契約または債権買取の対象となった売上債権について、原契約に定める事由のほか、本条第3項各号に定める事由が発生した場合、適用加盟店が JCB の承認を取得したか否かにかかわらず、立替払契約を締結せず、取消し、もしくは解除でき、または、債権買取を取消し、または解除できるものとします。この場合の立替払金または債権買取代金の保留および返還等については、原契約の定めによるものとします。

5. JCB および当社は、適用加盟店に本条第3項各号に定める事由が発生した場合、当該適用加盟店に対し、手数料補助債務の支払義務を負わないものとし、または、当該適用加盟店は、当社または JCB の指示に従い、手数料補助債務の支払いとして受領済みの金額を当社または JCB に返還しなければならないものとします。

6. 適用加盟店は、①第3条第2項に定める表明保証違反もしくは加盟店による本制度の不正登録に起因または関連して、国、本事務局、当社もしくは JCB またはカード会社に損害が発生した場合、②適用加盟店が不当取引を行ったことによって、国、本事務局、当社もしくは JCB また

はカード会社に損害が発生した場合③適用加盟店の責めに帰すべき事由(第3条第2項に定める表明保証違反を含む)に起因または関連する不当取引が発生したことによって、国、本事務局、当社もしくはJCBまたはカード会社に損害が発生した場合、当該損害およびこれに年10.95%を乗じた金額(年365日の日割計算。除算は最後に行い、円未満の端数はこれを四捨五入する)を賠償するものとします。なお、以下に定めるものは、国、本事務局、両社およびカード会社の損害(②および③の場合には(1)に限る)とみなします。

(1)本制度を適用した信用販売等に関し、適用加盟店が当社を介して手数料補助として受領した金額、ならびに、カード発行会社が会員に対して行う消費者還元の金額およびポイント相当額(適用加盟店がフランチャイズ加盟店であったにもかかわらず、それを申告していなかった場合において、消費者還元の全部もしくは一部または手数料補助が適用されないときには、消費者が本来の受領できる還元分を超えて還元した分および適用加盟店が手数料補助として受領した金額の合計金額)

(2)適用加盟店が端末補助を受けた場合においては、JCBが一般の加盟店に対して貸与する場合の対価額

(3)加盟店が本制度の適用を受けない場合に、本来、加盟店が当社に対して支払うべき手数料等の金額(信用販売等の金額×規定料率)と加盟店が特別料率の適用を受けたことにより実際に当社に支払った手数料等との差額

7. 当社またはJCBは、不当取引の疑いを検知した場合、および、本事務局から調査指示を受けた場合、本事務局および当社またはJCBが定める調査方法等に従い、以下の事項につき調査を行うことができ、適用加盟店はすみやかに当社またはJCBの調査に協力しなければならないものとします。

(1)不当取引を行ったことまたは不当取引に関与したことが疑われる適用加盟店について過去に当社またはJCBその他のカード会社等が取得した情報その他の関連情報

(2)不当取引を行ったことまたは不当取引に関与したことが疑われる適用加盟店についての当社またはJCBその他のカード会社等に対する過去の問合せ等の履歴

(3)その他本事務局、当社または JCB が必要と判断する事項

8. 当社または JCB は、不当取引の疑いを検知した場合、本事務局にその旨を報告することができるものとします。

第 7 条(本制度適用終了等)

1. 当社または JCB は、加盟店が以下の各号に該当する場合は、本制度の適用を終了し、原契約(本制度の対象とならない決済サービスの信用販売等にかかる原契約を含む)を解除すること(ただし(3)の場合は本制度の適用を終了することに限る)ができるものとします。なお、本制度の適用が終了する場合、同時に手数料補助も終了するものとします。また、端末補助の場合における端末機は原契約に定めるとおりとします。

(1)原契約が終了したとき

(2)本規定の全部もしくは一部に違反し(第 3 条第 2 項に定める表明保証違反の場合および事後的に表明保証事項等が事実と異なることとなった場合を含む)、もしくはその疑いがあると当社または JCB が判断したとき、または、第 5 条第 1 項の指摘を受けたとき

(3)消費税の増税が中止または延期されることなどによって、本制度が実施されなくなったとき、または、制度期間の途中であっても本制度の実施が終了したとき

(4)加盟店が不正登録を行ったと当社、JCB または本事務局が判断したとき、または、加盟店が不当取引を行い、もしくは、適用加盟店の責めに帰すべき事由(第 3 条第 2 項に定める表明保証違反を含む)に起因または関連する不当取引が発生し、またはその疑いがあると当社、JCB または本事務局が判断したとき。

(5)その他、当社または JCB が本制度を適用できないと判断した場合

2. 前項により本制度の適用が終了した場合、両社は、加盟店に対し、両社所定の方法によって、その旨を通知いたします。

3. 本制度の適用が終了した場合、本制度の適用終了後に属する売上債権の立替払いまたは債権譲渡から、規定料率が適用されるものとします。ただし、JCB 所定の WEB プランが適用さ

れる場合はこれに従うものとします。

4. 本条第1項に基づき原契約が解除された場合、原契約に基づき原契約が解除されたものとみなしたうえで、原契約の他の規定を準用するものとします。

第8条(情報の収集および利用)

1. 加盟店およびその代表者(以下「加盟店等」という)は、両社が本登録事項(加盟店名(個人事業主の場合は事業主名)、住所、代表者名、代表者の生年月日、設立年月日および振込先口座情報を含む)および不当取引情報(不当取引が行われた事実、当該店舗の電話番号および住所を含み、以下本登録事項と総称して「本登録事項等」という)のうち個人情報を、必要な保護措置をとったうえで、本制度の実施(審査を含む)、不当取引を行った者の特定、不当取引に対する損害賠償請求、および、不当取引の防止等のために取り扱うことに同意します。

2. 加盟店等は、本登録事項等のうち個人情報を、本事務局、カード会社、国、および、本制度に参加する決済事業者(以下「共同利用者」という)が本制度の実施、不当取引を行った者の特定、不当取引に対する損害賠償請求、および、不当取引の防止等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用にかかる本登録事項等の管理に責任を有する者は本事務局となります(共同利用者は次のURLに記載のとおりとする。URL: <https://cashless.go.jp/>)。

3. 加盟店等は、本登録事項等のうち個人情報に該当しない情報(加盟店の振込先口座情報を含む)についても、両社、前項の共同利用者が、前二項に定める目的その他各社の業務のために、必要な保護措置をとったうえで、取り扱うことに同意します。

第9条(免責)

1. 両社は、両社に故意または過失がある場合を除き、本制度の適用等に起因または関連して生じた加盟店の損害について、一切責任を負わないものとします。

2. 前項の定めにもかかわらず、両社が本制度の適用等に起因または関連して加盟店に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その範囲は両社の行為により加盟店に通常生ずべき損害(ただし、逸失利益を除く)に限られ、加盟店は、特別な事情によって加盟店に生じた損害の賠償

を請求することができないものとします。

第 10 条(本規定の変更)

1. 両社は、加盟店への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとします。この場合両社は当該変更について、すみやかに、Eメール、インターネットサイト等の方法により、加盟店に公表または通知します。
2. 両社が本規定の変更内容を通知または公告した後において、加盟店が信用販売等を行った場合、加盟店は新しい規定を承諾したものとみなすものとします。

別紙1

本制度対象除外条件

1. 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
2. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業者
3. 資金決済に関する法律第 2 条第 17 項に規定する銀行等(同項第 8 号から第 14 号までに掲げる者を除く)、同条第 8 項に規定する仮想通貨交換業者、信用保証協会法に規定する信用保証協会、農業信用保証保険法に規定する農業信用基金協会、中小漁業融資保証法に規定する漁業信用基金協会、信託業法に規定する信託会社、保険業法に規定する保険会社
4. 健康保険法、国民健康保険法、労災保険、自賠責保険の対象となる医療等の社会保険医療の給付等を行う保険医療機関および保険薬局(なお、病院および診療所を含む保険医療機関における自由診療、OTC 医薬品や日用品等の消費税課税取引は本制度の対象とはならないが、保険薬局における OTC 医薬品や日用品等の消費税課税取引は本制度の対象となる)
5. 介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービス、施設サービスを提供する介護サービス事業者(介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業所が行う特定福祉用具販売、工務店やリフォーム業者が行う居宅介護住宅改修を除く)
6. 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業および更生保護事業法に

規定する更生保護事業を行う事業者(社会福祉事業のうち、生産活動として行うもの(レストラン営業や小売など)を除く)

7.学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が1年以上などの一定の要件((イ)修業年限が1年以上であること、(ロ)1年間の授業時間数が680時間以上であること、(ハ)教員数を含む施設等が同時に授業を受ける生徒数からみて十分であること、(ニ)年2回を超えない一定の時期に授業が開始され、その終期が明確に決められていること、(ホ)学年または学期ごとにその成績の評価が行われ、成績考査に関する表簿などに登載されていること、(ヘ)成績の評価に基づいて卒業証書または修了証書が授与されていること)を満たす各種学校

8.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という)上の「風俗営業」((イ)同法第2条第1項第1号の営業許可および旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者、(ロ)風営法第2条第1項第1号の営業許可および食品衛生法第52条第1項の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて組合による指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者を除く)、「性風俗特殊関連営業」、「接客業務受託営業」等を営んでいる事業者

9.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等の反社会的勢力に関係する事業者

10.宗教法人

11.関税法第42条に規定する保税蔵置場の許可を受けた保税売店

12.法人格のない任意団体

13.資本金の額または出資の総額が5億円以上の法人に直接または間接に100%の株式を保有される事業者

14.確定申告済みの直近過去3年分の各年または各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える事業者。なお、「所得」とは、法人事業者においては法人税法第22条第1項に規定される「所得」または法人税法第81条の2に規定される「連結所得」をいい、個人事業主においては所得税法第27条に規定される「事業所得」をいう。

15.所属している連合体当の規定類等および社会通念に反する取引を行っている者

16.制度期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、制度期間終了後に、再度資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本制度の対象事業者となることのみを目的として資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められる者

17.その他、本制度の目的・趣旨に反すると経済産業省および本事務局が判断する者

別紙2

中小・小規模事業者登録要件

以下の1から10までの全ての要件を満たす者

1.以下の(1)から(4)までのいずれかに該当する者

(1)資本金または従業員数につき以下の要件を満たす者

①製造業その他については、資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人事業主

②卸売業については、資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人事業主

③小売業については、資本金の額または出資の総額が5000万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人事業主

④サービス業(下記⑤および⑥を除く)については、資本金の額または出資の総額が5000万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人事業主

⑤旅館業については、資本金の額または出資の総額が5000万円以下の会社または常時使用する従業員の数が200人以下の会社および個人事業主

⑥ソフトウェア業、情報処理サービス業については、資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人事業主

(2)中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体、特別の法律によって設立された組合またはその連合会

(3)一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人のうち、上記(1)の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下である者

(4)公益財団法人、公益社団法人のうち、上記(1)の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下である者

2.日本国内で事業を営む中小・小規模事業者(法人の場合、日本国内に拠点を置き、日本国内で事業を営む者に限る)、個人事業主(日本国内に居住し、日本国内で事業を営む者に限る)であること。

3.キャッシュレス・消費者還元施策を継続的に実施する安定的な事業基盤を有していること。

4.開業届、納税証明書等の営業の実態を確認できる書面を当社(JCB キャッシュレス・消費者還元規定に定める。以下同じ)および JCB に提出できること。

5.経済産業省が所管する補助金交付等の停止および契約にかかる指名停止措置を受けていないこと。

6.関連諸法令に違反し、もしくはそのおそれがなく、また、第三者からこれらの指摘を受けていないこと。

7.提出した申請や報告の情報が、事前告知を行わず、国または本事務局から公表される場合(統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む)があることに同意できること。

8.当社または JCB を通じて、キャッシュレス・消費者還元施策の要件を満たしていることを証明できる証憑を本事務局に提出できること。

9.キャッシュレス・消費者還元施策に関する内容等について、国または本事務局からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。

10.別途定める「宣誓事項」に同意し、遵守できること。

別紙3

フランチャイズ加盟店

フランチャイズ本部と以下の事項を含む契約を締結する者、もしくは、フランチャイズ本部と運用上、以下の事項について合意があると本事務局が判断する者、または、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に基づき揮発油販売業の登録を受ける者

- 1.加盟者がフランチャイズ本部の商標、商号等を使用し営業することの許諾に関するもの
- 2.営業に対する第三者の統一イメージを確保し、加盟者の営業を維持するための加盟者の統制、指導、援助等に関するもの
- 3.上記に関連した対価の支払いに関するもの
- 4.フランチャイズ契約の終了に関するもの

フランチャイズ本部

本部が加盟者に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・運営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態を展開する事業者と本事務局が判断する者

別紙4

取扱除外商品等

- 1.消費税法別表第二の一から五に規定する有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙および物品切手等の販売
- 2.全ての四輪自動車(新車・中古車)の販売
- 3.新築住宅の販売
- 4.当せん金付証票(宝くじ)、スポーツ振興券(スポーツ振興くじ)、勝馬投票券(競馬)、勝者投票券(競輪)、舟券(競艇)、勝車投票券(オートレース)の販売
- 5.収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い
- 6.給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、不動産賃貸借契約における敷金、権利金、保証金等、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い

7.キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い

8.その他キャッシュレス・消費者還元施策の目的・趣旨から適切でないと経済産業省および本事務局が判断するものに対する支払い

別紙5

不当取引

1.他人のカードを用いて決済した結果として、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を受けること

2.架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品等を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を受けること

3.商品もしくは権利の売買または役務の提供を目的とせず、本制度による消費者還元を受けることのみを目的として、信用販売等を行い、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を受けること

4.本制度の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を受けること

5.本制度の対象取引が取消し、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本制度の対象外取引である金券類等による反対給付が行われたにもかかわらず、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を受けること

6.本制度の対象でない加盟店が対象であると申告することで、第三者に本制度における消費者還元に基づく利益を得させること

7.その他本事務局が不当であると判断する取引